

令和5年度第1回三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会

令和5年10月4日

【事務局(柳内)】 それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は御多忙の中、またお足元の悪い中、令和5年度第1回三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めさせていただきます都市整備部都市計画課の柳内と申します。よろしくお願いたします。

初めに、人事異動等に伴う委員の方々の変更について御報告いたします。東日本旅客鉄道株式会社の榎本委員から倉科委員に、京王電鉄株式会社の篠田委員から濁澤委員に、小田急バス株式会社の濱田委員から中村委員に、警視庁三鷹警察署の江藤委員から中村委員に、東京都北多摩南部建設事務所の照井委員から渡利委員に、東京都西部公園緑地事務所の永田委員から橋本委員に、変更になりました。

続きまして、事前に欠席の御連絡をいただいております委員の方々を御報告させていただきます。倉科委員、浅水委員、高橋委員、浅野委員、照沼委員、玉木委員、橋本委員、以上7名の方に連絡をいただいております。

現在お見えになられていない委員の方につきましては、後ほどお見えになることと存じます。

なお、本日の代理を含めた出席人数は28名となっております。

次に、会議等の公開につきまして、お諮りしたいと思います。本会議は、三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議及び会議録を公開することとなっております。会議のために録音、写真撮影をさせていただきますので、御了承くださいますよう、よろしくお願いたします。

次に、本日の資料について確認させていただきます。クリップ留めのものと茶封筒がございますが、まずクリップ留めの資料を御用意ください。1枚目から、第1回議事次第、2枚目に協議会委員名簿、3枚目に座席表、4枚目に意見票、そして以下ホチキス留めになります。資料1 改定に向けた考え方と今年度の取組について、資料2 特定事業等の取組・ソフト施策の取組の状況調査結果、資料3 まち歩きワークショップについて、資料4 現行基本構想の生活関連施設・経路の位置図をお配りしております。

次に、茶封筒の中の資料の確認をさせていただきます。第2回の協議会用の資料として、1枚目に第2回の議事次第、その次に資料1 まち歩きワークショップについて、参考資料、こころと社会のバリアフリーハンドブック（抜粋版）をお配りしております。

資料1につきましては、まち歩きの班ごと、A・B・C班用でそれぞれ分かれており、茶封筒の表面右上にA班の方はAと表記しておりますので、御自身の封筒の中身と、お配りしたものを確認いただければと思います。そのほか、C班予定の方々には集合場所変更通知も同封しております。

資料の確認は以上になりますが、お手元に資料が見当たらない方がおりましたら挙手をお願いいたします。

それでは、協議会設置要綱第6条第1項の規定によりまして、議事進行を会長にお渡しいたします。佐藤会長、よろしくをお願いいたします。

【佐藤会長】 皆さん、どうもこんにちは。改めまして、この会、会長として司会進行を務めさせていただきます日本女子大学住居学科、佐藤でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、令和5年度第1回の協議会ということで、次第にありますとおり、改定に向けた考え方と今年度の取組について、そしてこれまでの取組状況について、3番目として、まち歩きワークショップの実施について、その他、三鷹駅前地区まちづくり基本構想についてとなっております。

この今日の会というのは、後ほど説明があろうかと思いますが、令和6年度、三鷹駅前地区の基本構想の改定作業を予定してございます。そのキックオフの会になると考えております。

その改定に関わる事柄として、近年、この基本構想の根拠となっているバリアフリー法の改正が幾つか行われております。注目すべきところとしては、ハードのみではなくハード、ソフト一体でバリアフリー環境を整備していきましょうという考え方が盛り込まれているところと、あとは、その基盤となる意識醸成ということで、教育啓発特定事業が新たな事業として加わったことです。だから、教育啓発事業に対して、それぞれの基本構想は何かしら考えなくちゃいけないということになりました。

新たに加わった教育啓発事業につきましては、各地方公共団体ともに、その位置づけをどうするのかとか、その内容をどうするのか、いろいろ試行参考している段階かと思えますけれども、意識してもらわなくちゃいけないこととして、教育啓発ということで、思い

やりとか優しさ、その醸成だけにとどまっちゃいけないと。その基本ベースとなる障がいの社会モデル、多様な人が生活する上に当たって、いろいろな制約を与えている環境、それはハード、ソフト両面ですけれども、その制約を与えている環境、いわゆる障壁を除去していくのは社会の責任なんだということを広く認識する。その上で思いやり、あるいは優しさを醸成していくというのは当然ありだと思いますし、それが否定されるべきことではないと思います。次年度に向けて、その教育啓発をどうするのかというのも、この協議会のメンバー、いろいろ皆さんのお知恵を借りながら、実りあるものとして策定していければなと思っていますので、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

それでは、座って議事のほう進行させていただきます。

といっても、その議事を進める前に、傍聴者が本日よりしゃるようでございますので、三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、本会議を公開することとしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。そうしましたら、繰り返しになりますが、1名の方より傍聴の申込みがございましたので、傍聴者に入場していただくために一旦休憩をいたします。しばらくお待ちください。

それでは、入場、よろしくお祈いします。

(傍聴者入場)

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。それでは、協議会を再開したいと思います。

それでは、議事協議事項に入ります。

まず、日程第1「改定に向けた考え方と今年度の取組について」でございます。

それでは、まず事務局のほうから資料1に基づきまして説明、よろしくお祈いいたします。

【事務局(岩尾)】 事務局の都市計画課開発指導係の岩尾です。着座にて失礼いたします。

それでは、日程第1「改定に向けた考え方と今年度の取組について」の御説明いたします。資料1を御覧ください。1ページ目から3ページ目までは、バリアフリーに関するこれまでの国全体の流れ、考え方になりまして、6ページ目以降が三鷹市のこれまでの流れ、これからの考え方になります。

それでは、1ページ目です。バリアフリー法改正の経緯について簡単に御説明いたします。

下の図を御覧ください。平成6年9月施行、平成15年4月に施行されたハートビル法は、建築物のバリアフリー化を促進するための法律で、平成12年11月施行された交通バリアフリー法は、駅などの旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律でした。この2つの法律は点や線でのバリアフリー化整備についての内容でしたが、これを面でのバリアフリー化整備に広げるために、平成18年12月にバリアフリー法が施行されました。この法律は、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物の面的なバリアフリー化を促進するための法律です。

次に、障害者差別解消法を受けて改正バリアフリー法が平成30年11月一部施行、令和2年6月、令和3年4月施行されました。

この法律は、移動等円滑化促進方針、マスタープランの指針等についても追加、施設設置管理者によるソフト面の対策強化や、心のバリアフリーのさらなる取組の推進を図る法律となっております。

ハード、ソフト両面の総合的なバリアフリー化のさらなる推進をする改正バリアフリー法を受けて、三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2022の改定を令和6年度に予定しております。

2ページ目を御覧ください。こちらは改正バリアフリー法の概要についての内容となります。後ほど御確認をお願いいたします。

次に、3ページ目をお開きください。1の3、基本構想で定める事項です。改正バリアフリー法では、面的、具体的なバリアフリー化を推進するために、移動等円滑化促進方針、マスタープランが、移動等円滑化基本構想の2つの施策を努力義務として位置づけられました。この促進方針制度及び基本構想制度によって、バリアフリー化事業の推進、心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととなりました。

促進方針及び基本構想で定めるべき事項は当面、重複しております。基本構想では、重点整備地区においてバリアフリー化を推進する事業を特定事業として定めることとなっております。三鷹市の改定におきましては、重点整備地区内の特定事業の着実な推進を行っていくことを目的としておりますので、特定事業を定めない促進方針制度の導入、この必要性が低いと判断いたしまして、引き続き基本構想制度に基づく計画とすることを検討しております。

次に、4ページ目を御覧ください。ここからは、三鷹市のこれまでの流れ、これからの考え方になります。2、基本構想の改定に向けた考え方、2の1、基本構想の策定ケースと改定の趣旨です。

図を御覧ください。バリアフリーに関する法律の施行、改正に合わせまして、三鷹市バリアフリーのまちづくりという基本構想の改定を今まで行ってまいりました。そして今回は、下のほうに記載の改正バリアフリー法を受けて改定を行いたいと思います。

心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業の拡充、生活関連施設の抽出基準の変更に伴い、重点整備地区の区域の見直し等を行っていき、第5次三鷹市基本計画との整合も図っていきたいと考えております。

次に、5ページ目を御覧ください。2の2、改定基本構想の位置づけです。

図を御覧ください。令和6年度改定時には、図に示す市の上位関連計画を踏まえつつ、新たなまちづくりの動向も踏まえて、重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の見直しを行いまして、特定事業の追加を検討し、改定基本構想の策定後には、法に基づき、特定事業計画を各事業者様が作成をしていただきまして、市が進捗管理をすることとなります。

次に、6ページ目を御覧ください。2の3、基本構想の改定に向けた課題です。基本構想の改定に向けた課題としまして、記載のとおり、5つの課題があります。

1つ目の課題としましては、現行基本構想では、重点整備地区、生活関連施設、経路に関する明確な設定方法が記載化されていません。生活関連施設、経路の抽出条件等が明確ではございません。したがいまして、地区の範囲、生活関連施設、生活関連経路を再設定しまして、特定事業の項目と内容の設定を行いたいと考えております。

2つ目の課題としましては、未実施の特定事業について、特定事業等の事業を鑑みて、事業の代替案を含めて検討し、改定基本構想に改めて位置づける必要があります。また現行基本構想では、生活関連施設に指定されているものの特定事業を定めていない事業者様に対しては、特定事業の検討を依頼する必要があると考えております。

3つ目の課題としまして、改正バリアフリー法への対応があります。職員等への教育を充実するなど教育啓発に関する事業を定めておりますが、次期基本構想においても、市民意見を踏まえて、引き続き事業の設定を促進していきたいと思っております。

4つ目の課題としましては、計画段階で市民参加をしていただきまして、意見の反映をするということです。現在進行中の事業か今後実施予定の事業について、推進協議会等を

活用しまして、計画段階から、高齢者、障がい者等の当事者の意見を反映する機会を設けることで、バリアフリー化に配慮した施設整備にしていきたいと考えております。

5つ目の課題としましては、バリアフリーに関する法律の改正、バリアフリー施策を取り巻く社会背景の変化を踏まえ、基本方針の再設定や整備方針等を設定し、各事業者様の取組等へ反映させていく必要があると考えております。

次に、7ページ目を御覧ください。今後の改定の進め方です。令和5年度には、今回の協議会におきまして、現行基本構想の課題整理、特定事業の取組評価をお示ししまして、委員さんの御意見をお伺いいたします。来月の第2回の協議会では、新しいまちづくりの動向確認ということで、三鷹市全体のバリアフリーの推進という意味での三鷹駅周辺、下連雀周辺のまち歩きを行いまして、意見交換をさせていただいて、今後の進め方について御意見をいただきたいと思っております。令和6年度には改定基本構想素案の検討をしまして、パブリックコメントの実施を経て、基本構想の改定を行いたいと思っております。

次に、8ページ目を御覧ください。今年度の取組について、3の1、改定基本構想の目次構成案の案と令和6年度以降の検討項目です。

左側、黒色の表が現行基本構想の目次構成となります。オレンジ色の表が、現行基本構想を踏襲しまして、適時、時点修正する内容となっております。

その隣の青い表が、改定基本構想の目次構成の案となっております。この表が、右側に記載にある赤い表の部分なのですが、バリアフリー法や移動等円滑化基本方針の基本構想に明示すべき事項ということで明記されている部分を追加したのが、この青い改定基本構想の案となっております。

次に、9ページ目を御覧ください。3の2、重点整備地区及び生活関連施設、経路の設定の考え方です。三鷹市では、三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想、前基本構想の策定時に、三鷹駅周辺地区及び三鷹台駅、井の頭公園駅周辺地区を重点整備地区に位置づけまして、この2地区を中心にバリアフリー化を推進してきました。現行基本構想では、上記2地区に加えまして、土地利用総合計画2022の拠点設定も踏まえて、市民センター周辺地区を追加しております。

なお、現行基本構想では、生活関連施設、経路の設定条件が明記されていないため、改めて生活関連施設の抽出条件、抽出基準について整理し、これに基づいた位置づけ、再設定を行いたいと思っております。

今年度は、改正バリアフリー法において追加となった施設、中学校等の学校施設など、

改めて市内の公共施設等を確認した上で、生活関連施設の抽出の考え方について検討して、改定を進めていきたいと考えております。

「改定に向けた考え方と今年度の取組について」の説明は以上となります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。資料1に基づいた、ここまでの説明につきまして御質問、御意見がある方は挙手をして発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

後藤委員、お願いします。

【後藤委員】 一般市民の後藤と申します。一番最後のページについてですけど、9ページです。現行基本構想では上記2地区に加えて、市民センター周辺地区を追加するつてあるので、ちょっと大変うれしく思っているんですけども、実際にSUBARUスポーツセンターができて、実際にここ、もう6年半くらい前にできたんですね。実際使っていると、それなりに問題がちょっと出ているような気がしてならないんです。

具体的に言いたいことは、シティバスの乗車口側としてはいいんだけど、降車口がうまくバス停に合っていないような。一度御意見を申し上げて、何とか、ちょっといろいろ考えていただいたんですけど、やはり元に戻ってしまって、降りるときにすごく不便なんですよね。特に私みたいに後期高齢者で足が悪かったりすると、降りるときに、ちょっと不安なところがあって、ちょっと考えていただけたらと思うところがあります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。次年度、基本構想を改定するに当たって、今回のまち点検では三鷹駅、駅周辺地区を中心にやることになっていたと思うんですが、ほかの地区の課題、問題というのを、御意見に基づいて考え直す可能性はあるのでしょうか。今の御意見に関連して、事務局のほうで何かございましたらお願いします。

【事務局(梶原)】 都市計画課長の梶原でございます。御意見ありがとうございます。

まず、この重点地区でございますが、市民センター周辺地区は、既に重点地区に現行の構想で入っております。そうした中で、まち歩きは駅前の重点地区をやらさせていただきますが、改正の対象も当然、計画全体ですので、市民センター周辺地区の重点地区についても対象になりますので、御意見いろいろいただきながら見直しをしていきたいと思っています。

【後藤委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 よろしいですか。

ほかに何か質問、御意見ございますでしょうか。瀧澤委員、お願いします。

【瀧澤委員】 障がい者福祉懇談会の中から、みたか街かど自立センターの瀧澤と申します。今回の資料の3ページの中に、心のバリアフリー中心にした当事者による評価を行うこととしておりますという文章がございました。こちらの当事者による評価というのは具体的にどのような形にするかということ、もし案があれば教えていただきたいなと思ったので、この会議の中で、私も障がい者の団体としての代表では出ていますが、当事者ではないので、もし具体的にこのような当事者の意見をというところの案がございましたら教えていただければと思います。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。今の質問に対していかがでございますでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

【事務局（高橋）】 都市整備部調整担当部長の高橋と申します。御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やはり関係している当事者の方に聞く、意見をもらうということが大事だと思いますので、そういう機会を設けながら進めていくということを考えております。具体的に、またこれから進めていく中で対応していきたいと思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。どういう方法になるのかは、これから検討かと思いますが、それぞれの障がい者団体の方々にヒアリングをすとか、いろいろやり方があるかと思っておりますので、急ぎ進めてもらえたらと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

それでは、私から1点。先ほど教育啓発特定事業が事業報告として加わったので、私のほうから御説明させていただきましたけれども、改定基本構想の目次構成、これ、あくまで案なので、今後また変わってくるかと思うんですが、資料でいうと8ページになろうかと思っております。

ここには、それぞれの特定事業項目が出ていない。この地区ごとに公共交通特定事業とか、道路特定事業とかというようなところ位置づけられ、建築物特定事業とか位置づけられるかと思うんですね。それで横並びで教育啓発特定事業が位置づけられるとすると、三鷹市の市全体として、例えば小中学校に対してのバリアフリーに関する出前授業なり啓発授業を展開するといったときに、それぞれ地区ごとの特定事業としてはなかなか位置づけづらい。そこだけ項目出しして対応する教育啓発特定事業だというようなことも、ちょっと考えなくちゃいけないのかなというふうに思っていて、その辺、ここの検討の

中で作業の簡単な位置づけを、三鷹市としての見解を示していただくとありがたいかなと思っています。

【事務局（梶原）】 ありがとうございます。御指摘のとおり、特定事業になりますと重点整備地区が対象となってきますので、こちらの中で取り組むのは当然ですが、市全域では学校ですとか、あと市民の方への教育啓発が法改正で加わっているというところは承知しているところでございます。

そういった中で、この改定基本構想の中の3章の2は、基本理念と基本方針、こちらで全市的なバリアフリーの推進を整理しておりますので、こういったところで教育啓発活動については整理したいと考えております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

そうしましたら、また後ほど、気がついたことがあれば全体振り返りたいと思いますので、議事のほうは、ちょっと先に進めさせていただければと思います。

それでは、日程の第2でございませう。「これまでの取組状況について」、資料2に基づいて事務局のほうから説明、よろしく願いいたします。

【事務局（岩尾）】 事務局の都市計画課開発指導係の岩尾です。それでは、日程第2「これまでの取組状況について」の御説明をいたします。資料2を御覧ください。

1 ページ目です。地域特定事業等進捗状況の調査。重点整備地区のバリアフリー化を推進するために、旅客施設、バス、道路、駐車場、都市公園、建築物、交通安全等において特定事業を位置づけております。今年度の改定方針の設定をするために、特定事業等を位置づけた事業者様を対象に、現行基本構想における特定事業の実施状況など具体的な内容、あとは今後の予定及び改定基本構想の事業継続意向等を把握するための調査を、表1のとおり実施させていただきました。

調査項目としましては、完了事業として、完了時期や具体的な取組内容、継続中の事業としましては、取組内容と次期基本構想への事業位置づけの意向、未完了事業として、未完了の理由と今後の実施可能性、次期基本構想への事業の位置づけの意向、あとは基本構想に未掲載ではあるけれども、実施中、実施予定のバリアフリー事業。

その他、御意見となっております。

次に、2 ページ目から6 ページ目に記載させていただいております表2から4が、重点整備地区ごとの特定事業の調査対象の表となっております。これだけの量の対象に対して

調査をさせていただきました。

次に、この調査した結果を、6つの方法で集計を行いました。7ページ目、表5を御覧ください。

1つ目の集計方法としましては、令和4年度の進捗状況結果を基に完了、継続実施中、未完了に分類して集計をしております。

完了というのは、整備完了済みの事業。継続実施中というのは、過年度に続いて継続的に実施している事業。主に維持管理事業やソフト施策となっております。未完了は、事業等を着手した事業、一部実施中の事業、事業検討中、研究中の事業、未着手事業です。

表5の合計部分を見ていただきたいんですが、完了事業の割合が17%、継続実施中の割合が53.3%、未完了事業は29.7%で、継続事業の割合が最も多い結果となっております。

次に、表6を御覧ください。2つ目の集計方法としまして、継続実施中というのを、事業を実施しているという考えから完了事業に加えて、完了プラス継続ということで表示をしております。完了プラス継続が70.3%、未完了事業の実施中が22.5%で、合わせて約9割の事業が、完了に向けて実施されているのが分かると思います。

次に、表7を御覧ください。こちらは未完了事業、継続事業に対する今後の事業の継続意向を集計いたしました。改定基本構想での事業継続意向は、ほとんどの事業者でありました。路外駐車場特定事業については、市の再開発事業等の兼ね合いによって、事業継続の意思があるということを確認できております。継続意向のある事業については、内容の見直しを図りながら、継続として特定事業の位置づけを行っていく必要があります。

8ページ目を御覧ください。表8を御覧ください。4つ目の集計としては、特定事業内容をハード整備として、施設整備等と、あとはソフト施策として、案内設備、情報のバリアフリー、人的対応、心のバリアフリーに分類しまして、進捗状況を細分化して集計した結果となっております。

その下の表9を御覧ください。これは上の表8のハード整備に位置づけている事業の進捗状況を集計しております。公共交通特定事業の完了、継続の割合が27.1%と、低い割合となっております。

未完了事業となっているのは全てバス事業者でありまして、公共車両優先システム導入や、利用しやすい車両の研究等が実施中または未実施となっております。

次に、表10を御覧ください。こちらは、また上の表8の、ソフト施策についての事業

の進捗状況を示しております。公共交通特定事業の実施中59.2%は、バス事業に関する項目、利用しやすい乗り継ぎ制度、情報提供方法の検討となります。

また、その下、建築物特定事業の未完了の実施中が13.6%。こちらは車椅子利用可能のことを示す案内の設置というのがほとんどでありました。

9ページ目を御覧ください。こちらが、実際に皆様に具体的にこういうことをやったんだよということをお知らせしていただいた内容が、こちらから具体的に書いております。

(2) 主な完了事業の対応ということで、進捗状況について完了と回答した内容について紹介させていただきます。何個か紹介させていただきます。

公共交通特定事業としまして、JR三鷹駅におきまして、ホームへの内方線付き点状ブロックのホームの、黄色い点状ブロックの整備を行っております。

また、次の建築物特定事業として、三鷹駅前市政窓口では、三鷹駅デッキ上に駅前市政窓口までの行き方を示した案内板の設置、筆談器、視覚障害者用誘導ブロックの設置、車椅子が利用可能な旨を示す標識の設置をしていただいております。

次に、三鷹駅前コミュニティ・センターですが、ベビーチェア、オストメイトの設置、エレベーターにおける車椅子などの優先利用の掲示、視覚障がい者、聴覚障がい者用情報提供設備の設置をしております。

10ページ目、11ページ目も建築物特定事業、行った例が記載されております。

12ページ目を御覧ください。こちらで都市公園特定事業としましては、下連雀きたうら児童公園では、多目的トイレの設置、トイレの入り口の段差を解消したり、公園のトイレを明るくして防犯性の向上を図っております。車椅子対応の水飲み場の改修をしております。

あとは、井の頭恩賜公園では、案内誘導計画を策定して、誘導標識を設置していただいております。あとは二言語対応の案内板の設置、水飲み場を車椅子対応に整備しております。多目的トイレの音声案内設備の設置、照明のLED化整備、駐車場から園路までのバリアフリー経路の整備をしております。

一番下の路外駐車場特定事業としましては、杏林大学医学部附属病院の駐車場で、車椅子使用車用の駐車場の充実を検討しているという御報告をいただいております。

13ページ目を御覧ください。こちらは継続実施事業の内容ですが、進捗状況について、継続実施中と回答していただいた主な事業の内容を一部紹介させていただきます。

公共交通特定事業として、東日本旅客鉄道株式会社では、駅係員や乗務員へのバリアフ

リー教育の実施、券売機利用方法などのパンフレット製作するなどの乗客案内の充実、あとは法令、社内規定に基づいて適正な維持管理の実施を行っているところです。

公共交通特定事業、小田急バスでは、定例のバリアフリー会議に出席して障がい当事者との意見交換を実施、営業所の安全運動講習会で接遇介助について教育を実施、バス接近表示、バスロケの拡充等、利便性の向上の検討を行っております。

次に、道路特定事業としまして、北多摩南部建設事務所では、路面、視覚障害者用誘導用ブロックの適正な維持管理の実施、連雀通りの歩道を拡幅、東八道路の電線類の地中化を推進しております。

交通安全特定事業としては、三鷹警察署では駐車取締り、各学校や企業、高齢者に対して自転車安全教育を行って、違法駐車防止、自転車安全教育に関する広報・啓発活動を実施しております。それから、エレベーターを必要とする方の優先利用に関する案内をエレベーター前に掲示を行っております。

14ページ目を御覧ください。建築物特定事業としては、野村病院では、誘導用ブロックを塞がないように駐輪場を避けた位置に設置、利用者に応じた適切な対応の実施しております。

路外駐車場特定事業としては、三鷹市市民センターでは、駐車場におけるバリアフリー施設の継続的な維持管理を実施しております。

都市公園特定事業としては、下連雀鷹の子児童公園、下連雀いこい広場、新川児童公園、仙川平和公園では、自転車利用者向けの利用啓発や注意案内のための案内板を設置、清掃業務等による施設の維持管理を実施しております。

それでは、15ページ目を御覧ください。3、特定事業等進捗状況に関する評価です。こちら特定事業等進捗状況調査をした結果を基に、改定時にどのように特定事業を設定、変更、追加をしていけばいいのかというようなことを下記の表に整理しております。

具体的には、公共交通特定事業では、施設整備で鉄道駅については着手済みとなっておりますが、バスについては利用しやすい環境整備やシステム構築について実施中とのことです。改定時においては、位置づけの必要性も含めて検討が必要になっております。ソフト施策についても既に実施しているものが多く含まれておりまして、改定時には教育啓発事業との整合を図りながら事業の見直しを行う必要があります。

次に、道路特定事業では、道路の維持管理に関する項目が多く、継続事業として引き続き位置づけが必要な項目があります。未完了事業のうち、ほとんどが警察協議を必要とす

る路側帯のカラー舗装化がほとんどでありました。他事業との調整が必要な項目については配慮事項を記述をしまして、実現に向けて計画設定が必要となっております。

次に、交通安全特定事業では、バリアフリー対応型の信号機の設置、LED式信号灯器への更新は継続的に実施されておまして、歩道が少ない区間の横断歩道の設置が未完了となっております。改定基本構想においても、引き続き事業設定していく必要がございます。違法駐車や自転車の利用マナーに関する啓発は、教育啓発事業の一環として位置づける必要がございます。

次に、建築物特定事業では、オストメイト設備、子供連れのための施設、設備の設置が未完了となっている事業が多く見られました。設置に向けて、引き続き事業に位置づけていく必要があります。

ソフト施策については、引き続き多様な方への対応としての接遇研修や、心のバリアフリーとしての優先利用に関する事業、コミュニケーション支援ツールの設置等について教育啓発事業に位置づける必要がございます。

次に、路外駐車場特定事業では、駐車場内に車椅子利用者用駐車場施設を設置し、案内表示を設置しています。一方で、未完了の事業については、構造上の理由で設置困難となっているため、引き続き事業に位置づける必要がございます。

次に、その他の事業では、UDタクシー車両の導入、ベンチの設置の施設整備についての事業は全て完了しております。改定に当たり、改めて市民意見を確認して、新たな事業設定を視野に入れた検討が必要となっております。

タクシー利用に当たって、接遇研修や利用サービス等の向上の事業が未完了となっております。引き続き事業に位置づけて、サービス向上を図る必要がございます。

これまでの取組状況についての説明は以上となります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。三鷹市バリアフリー基本構想を策定してからの歴史が長く、その中で実際に取り組まれている事業、あるいはもう完了した事業、まだ未着手の事業、いろいろと報告をいただきました。詳しいところは抜粋してお読みいただいたところもございますが、何かこの資料2の説明に関しまして御意見、質問がございましたら挙手にて発言をお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

瀧澤委員、お願いします。

【瀧澤委員】 瀧澤です。今回の完了しているとかそういったもの、非常に量が多くて、正直驚いております。これだけのことをやっていただけたんだという感想です。

ただ、これが市民の方々、逆に使っている方々にどこまで広まっているか。完了しましたというのは、この会議の中で私も初めて知ったものが非常に多かったです。となると、市民の方々が、これをできたけども知らない人たちがいるのではないかというようなことをすごく思っております。

このようなことを完了したものを広報、どのような形で流していくのか。もしそういったものなどがありましたら教えていただきたいですし、今後、まだそういったものがないのであれば、この会議の中で、そのようなシステムづくりなども検討していただきたいなと思いました。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。事務局、いかがでございますでしょうか。

【事務局（梶原）】 御意見ありがとうございます。非常に重要な視点だと考えておりますので、また御相談させていただきながら、計画の中に全て入れるというのは難しいと思うので、ホームページとか、そういった媒体も活用しながら、今後対応できればと思っております。

【佐藤会長】 それぞれの事業者さんが頑張っているいろいろ改修、改善をしたものは、やっぱり広く市民の皆さんに知っていただきたいと思うことだろうと思いますし、場合によっては、完了したと思っても、これやっぱりちょっと使いづらいよとか、この辺ちょっとまずいよとかというような意見も出てくるかもしれませんから、それはユニバーサルデザインで言うところのスパイラルアップのための非常に重要な御意見、情報かと思しますので、そういうことを怖がらずに積極的に公開、公表していくのがいいのかなと思っております。

瀧澤委員、よろしいでしょうか。

【瀧澤委員】 はい。 お願いいたします。

【佐藤会長】 ほか、ございますか。事業者さんのほうで今、事務局のほうから、まず説明いただきましたけど、何かもうちょっとこら辺補足したいということがあればぜひお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これもまた後ほど振り返りの中で、何か御意見があれば改めてお伺いしたいと思います。

そうしましたら、今後に向けて重要なポイントになります。日程第3「まち歩きワークショップの実施について」を事務局のほうから説明、よろしくお願いいたします。

【事務局（岩尾）】 事務局の都市計画課開発指導係長の岩尾です。それでは、日程第3「まち歩きワークショップの実施について」、御説明いたします。資料3を御覧ください。

1ページ目になります。1、開催の目的ですけれども、第5次三鷹市基本計画や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正を反映した三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2022第2次改定、今ある基本構想の改定を令和6年度に実施する予定となっています。

改定に先駆けまして、今年度は三鷹駅周辺地区を対象として、道路や公園、施設等のバリアフリー化の状況を確認しまして、今後のバリアフリー整備における配慮事項を抽出するため、まち歩きワークショップを行いたいと思っております。

次に、2、開催概要、3、当日のプログラム、見ていただきたいんですが、令和5年11月1日水曜日13時30分から、3班に分かれていただきまして、三鷹駅周辺と下連雀きたうら児童公園周辺を3班で、まち歩きを行いたいと思っております。その後、三鷹産業プラザで、まち歩きした結果をそれぞれ班ごとに話し合っていて、それを皆さんのほうに報告をさせていただいて、それについて意見交換を行いたいと思っております。

次に、2ページ目を御覧ください。4、対象施設ですが、まち歩きワークショップは3班構成で現地確認を行います。A班とB班は、三鷹産業プラザを起点として、三鷹駅南口周辺を確認いたします。C班は集合場所が違いまして、下連雀しらかば児童公園に集合いたしまして、そこを起点として、下連雀周辺の児童公園等を確認いたします。

3ページ目を御覧ください。班構成になります。御自身のグループを御確認をお願いいたします。御確認をいただきましたら、C班でしたら、茶封筒があると思うんですが、Cと書いてある茶封筒であるか再度、御確認をお願いいたします。

当初はA班、B班、C班、3班とも産業プラザ集合だったんですが、C班だけが集合場所が変わっておりますので、場所変更の通知も一緒に入れさせていただいておりますので、当日は間違えないように、よろしく願いいたします。

次に、4ページ目を御覧ください。6、現地確認の概要です。A班は、三鷹産業プラザ701会議室、7階に集合していただきまして、三鷹駅南口周辺を70分程度かけて、まち歩きを行っていただきます。

下のルート図を見ていただきたいのですが、①道路、②JR三鷹駅南口駅前広場、③道路、④中央通り東地区再開発事業地区周辺、⑤道路。この番号の順番で、まち歩きをしたいと思っております。

具体的には、①の道路ですけれども、こちらは中央通りを歩いていただきまして、その後、さくら通りに入っていただいて、その後、郵便局通りを歩いて、三鷹駅まで行っていただきます。その間、視覚障害者誘導用ブロックとか、あとは違法駐輪とか、沿道店舗の不法占用等を確認をしていただいて、いい面、悪い面とか、改善したほうがいい点などをチェックシートに御記入いただきます。

②の三鷹駅南口駅前広場ですけれども、こちらはバスの停留所だとかタクシー乗り場、あと障がい者専用乗降マーク、案内等の確認をしたいと思っております。

③の道路ですが、こちらは中央通り、三鷹駅から中央通りの南側を下って、さくら通りに入っていただいて、④の再開発事業の地区周辺を見ていただきます。

こちらは、再開発事業でバス停留所の設置予定の場所を見ていただいて、そのバス停留所のイメージをしていただきながら、その案内だとか、舗装の現状だとか、段差だとかに対しての要望を伺います。

⑤の道路ですけれども、こちらは、さくら通りから南に下って歩いていただきまして、いずみ通りを歩いていただくことになっておりまして、こちらの道路の状況も確認をしていただきたいと思っております。

次に、5ページ目を御覧ください。こちらB班の日程になっております。こちらはA班同様に、三鷹駅産業プラザ701会議室に集合していただきまして、70分程度かけて、まち歩きを行っていただきます。

ルート図を御確認ください。こちら①から②、③、④、⑤の順番で、まち歩きを行っていただくのですが、A班の逆回りの方向で歩いていただきますが、⑤の道路だけは、A班が中央通りの状況を確認していただくのに対しまして、B班の方々には赤鳥居通りの状況を確認していただきたいと思っております。

次に、6ページ目を御覧ください。こちらC班になります。C班は、下連雀しらかば児童公園に集合していただきまして、こちら70分程度かけて、①から⑤の順番でまち歩きをしていただきまして、最後に産業プラザに戻るような形の動きとなっております。

それで、①の下連雀しらかば児童公園ですけれども、この公園は改修予定がございます。こちらで簡単に公園について御説明をさせていただいて、あとは園路と歩道との連続性、出入口、水飲み場、トイレ、案内等を確認をしていただきたいと思っております。

②は、下連雀しらかば児童公園から下連雀きたうら児童公園までの道路を確認をしていただきたいと思っております。

③の下連雀きたうら児童公園、こちらも、しらかば児童公園と同じように、状況の確認をしていただきたいと思います。

あと④のすくすくひろば、ファミリー・サポート・センターですけれども、こちらでは、通路、受付、階段、授乳施設、トイレ等、御確認いただきたいと思います。その後に、産業プラザまでの道路を確認をしていただくような動きとなっております。

次に、7ページ目を御覧ください。7、現地確認及び意見交換の進め方です。

まず、集合していただきましたら簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

次に、出発の準備として必要なものがこちらに記載されておりますけれども、委員に用意していただきたいものは飲物、あと各自、まち歩きに必要なものがございましたら、それぞれお持ちいただければと思います。

こちらに必要なものとして現地確認用記入シート、筆記用具、画板等を事務局のほうで準備いたしまして、その場でお配りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、現地確認時の記録ということで、当日、現地確認シートをお配りします。そこで、バリアフリー状況の確認をしていただきまして、いい点、課題点、配慮してほしい点など、気がついたことを御記入いただければと思います。

具体的に指摘箇所がございましたら、事務局にどんどん言っていただいて、言っていただければ写真を撮影させていただきます。

それで、最後に意見交換と書いてありますけれども、現地確認用記入シートのまとめですが、歩きながらですと、なかなか書けない部分もあると思いますので、産業プラザに戻ってからも、書き漏らした点とか、皆さんで共有したい意見とか、産業プラザに戻っていただいてからでも御記入いただきたいと思います。

その後、意見交換です。班のメンバーの方に実際思ったことを共有していただきます。その後に、班ごとに報告をしていただいて、それをもって皆様で意見交換していきたいと思っております。

次に注意事項ですけれども、こちら3つ目に書いてあるんですけれども、雨天決行となります。多少の雨でも行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただし、荒天の場合、嵐のような、台風のような天気になりましたら中止とさせていただきますので、中止の場合は、当日の午前10時までに御連絡いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まち歩きワークショップの実施についての説明は以上となります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。11月1日に実施予定のまち歩きワークショップについての概要説明でございましたが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

ちょっと私から1つ確認なんですけど、このまち歩きワークショップ、班分けが、この協議会メンバーで班分けをされていますけれども、例えば実際に車椅子を使われている方がここにいらっしゃらないので、何かしら関係団体から、その障がい当事者のオブザーバー、協力者としての参加というのが可能なかどうか。それは実際参加していただける人がいるかどうかにもよるんですけども、そういう枠組みで捉えているのかどうか。ちょっとその辺、確認させてください。場合によっては、うちの学生希望者にも一緒に参加させようかとも思ったりするものですから、その辺、概要を聞かせていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

【事務局（梶原）】 ありがとうございます。確かにそういった方の視点も非常に重要だと思いますので、想定はしていなかったんですが、可能な限り対応していきたいと思いますので、検討させていただいて、また御相談させていただければと思います。

【佐藤会長】 むしろ私よりよく知っている街かど、瀧澤さん、自立センターのメンバーで誰か協力してくれる可能性があるとか、そういうことはありますか。

【瀧澤委員】 みたか街かど自立センターの瀧澤です。このまち歩きの調査に関しましては、みたか街かど自立センターの車椅子で通っている利用者の方々、多分、毎回参加させていただいていたかなと記憶しておりますので、当事者のほう、もし参加が可能でしたら、私たちのほうも先にこの日にち、参加できる人、募集したいと思いますので、ぜひ可能ですということ連絡いただければ、対応しますので、よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 そのほかの当事者団体の方々も積極的に、やはり当事者に参加いただいて、いろんな意見を言う、それを共有するというのは、まち歩きの一番の目的でもございますので、ぜひ積極的に協力者、お声がけいただければいいんじゃないかなと、私は個人的に思っていますので、事務局としても、それを受け入れられるような体制を考えていただければと思います。

そのほか、皆さん、何か御意見、御質問ございますでしょうか。じゃ、江守委員、お願いします。

【江守副会長】 日本大学理工学部の江守と申します。今の会長のお話にも通じるんですけども、さらに、議事でいうと2とか1とかにも通じるかもしれませんが、まち歩き

のルート、情報のチェックポイントについての質問なんですけれども、資料の2かな。特定事業等の取組の現況評価において、表の5からおまとめいただいている内容、非常に分かりやすく、現状を把握するのに分かりやすいかなと思っています。これ中身を見ますと、クラスターが完了と継続実施と、あと未実施。未実施の中にも様々な小さなクラスターがあるというか、分類があるというような中で、今回のまち歩きルートで、この完了とか、継続実施中とか、未完了とかという、そのチェックポイントにおけるグループ分けというか、クラスターは、どのぐらいの割合で組まれているのか。

例えば、完了しているところを見るのか、それとも未実施のところを見るのか、それとも実施中のところを見るのかと。そういった意識を持って見ることによって、違った視点で意見が分かれるんじゃないかなと思っています。

というのも、基本構想の改定に向けた課題の中に、未実施の特定事業について、現状の課題を踏まえて再構築するという意味でいうと、再度、何が課題なのかなとか、これできて、こういうことがよくなったねとか、これ参加者が、そういった意識で意見をもらうということも非常に重要ですし、それから、その意見に基づいて次年度の改定というのにも大きく影響するかなと思っています。

さらに、表の中でいうと、例えば事業削除とかという、ちょっと過激な言葉が出てきていますけれども、こういった意向を持たれている事業者さんにおいて、本当に削除しないとならないのかとか、違った方法が見つからないのかとか、何かそういうところを少し抜本的に見直しをするためのヒントとして、今回のまち歩きというのは非常に重要な視点かなと思っています。

ですので、例えばその完了とか、実施とか、未実施、これがチェックポイントごとに、どういったところなのかというのは後で見直せるように、あるいは当日それが分かるようにしておいてもらおうと、物すごく今後生きるデータになるかなと思っています。

そういう意味でいうと、我々参加者は、そのチェックポイントを、事例の改定に向けて意欲的に見ていかないといけないというか、かなり温度を上げて見ていかなきゃいけないのかなと思っています。

来年度は、これ、まち歩きのスケジュールというのはいないんですね。そういう意味でいうと、かなり大きなというか、非常に重要な位置づけなのかなとは思っています。

質問というか、意見も含めてですけれども、こういった印象を受けておりますので、可能な範囲で対応していただければと思っています。

【佐藤会長】 ありがとうございます。今、チェックポイント、①から④かな、江守委員のほうからは発言ありましたけど、いろいろと歩いている途中で、市が実施中のものだとか、何かそういう説明を併せてしていただくと、今先生が言ったようなことを考えやすくなるのかなというふうには思いました。

事務局として何かコメントございますか。

【事務局（梶原）】 御意見ありがとうございます。確かに、今回、特定事業のうち、未実施もしくは、特に事業が削除となってしまうところというのは、何らかの話し合うようなことを考えていかなきゃいけないなというのは、まさに御指摘のとおりであります。今回まち歩きする、その範囲の中に、それ全てが網羅できているわけではございませんが、せっかく委員の皆さんと一緒に現地を見て回れる機会なので、なるべく、特にそういった未実施ですとか、事業が難しくなった箇所については御覧いただきたいと思っています。

資料の準備で、その歩くルートに全てのものを落とし込めるかというのはあるんですが、事前に職員も現地、一回りして確認してみたりはしますので、そういったところで、当日なるべく、この実施状況についても、回りながら御説明できるように準備していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

そのほか御意見ございますか。まち歩きの時間的な都合もあるんですが、このルートを歩くんだったら、ここをぜひ確認すべきだとかいうような御意見もあれば網羅化していきたいなと思っておりますが、いかがでございませうでしょうか。

では、私から1点。今回歩くルートのチェックポイントとして、道路環境が何か一番多いような気がするんですが、ある程度の、いわゆる建築物特定事業につながるようなものとしては、C班のすくすくひろば、ファミリー・サポート・センター、それぐらいしかなかったという感じでしょうか。

私、建築を学んでいるものですので。

【事務局（梶原）】 主に回って見ていただくことを想定していたのは、御指摘のとおり表記しているものなのですが、対象となる建築物が、表記されているもの以外もルート上にはございますので、またそういったところにお寄りいただけるかというのは、時間の都合との兼ね合いで少し検討させていただければと思います。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

何か御意見ございますでしょうか。瀧澤委員、お願いします。

【瀧澤委員】 自立センターの瀧澤です。A班とB班とで、かなり同じようなところを進まれると思います。その際に、もしも道路の右側と左側というように、それぞれが歩道は幅が違ったりということがあるかなと思うので、例えばA班は右側のほうの調査を、B班は左側のほうの調査を見たりすると、同じ場所で同じ道路でも違った視点で見れると思いますので、ちょっとそのような分け方をしていただけると非常にありがたいかなと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。重要な指摘かと思えます。検討していただければと思います。

そのほか、ございますでしょうか。

そうしましたら、日程第3はこの辺にいたしまして、次の議題ですね。その他議題として、「三鷹駅前地区まちづくり基本構想について」ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（菅原）】 三鷹市都市再生部再開発課の菅原と申します。私のほうから、資料4と右の上に打ってあります参考資料、三鷹駅前地区のまちづくりについてという資料について御説明させていただきます。

三鷹市で昨年度、三鷹駅前地区まちづくり基本構想というものを策定しております。これ駅前のエリアで、今後どうやってまちづくりを支えていこうかというところを取りまとめたものなんですけれども、実は、この駅前のいろいろなまちづくりについては、昨年度策定したものの従前に三鷹駅前地区再開発基本計画という計画がございました。これを改定して今回、昨年度、三鷹駅前地区まちづくり基本構想というものを策定しております。

特徴としましては、従来の計画ですと、再開発基本計画という題名のとおり、ハード整備が中心だったんですけれども、今後、このまちづくりでは、いろいろなソフト面での取組なども大切だろうということで、少しそういったソフトの観点からのまちづくりに対する考え方みたいなものを整理してきました。

それとともに、この構想の位置づけとしましては、まちづくりに関する今後の基本的な方向を示すものということを考えておりまして、こういった方法でまちづくりを進めていきたいなということを取りまとめた上、今後、これをたたき台にしながら具体的なまちづくりの取組を考えていこうというような立てつけのものになってございます。

本日は、そのバリアフリーという観点から関連しそうなところだけ少し拾わせていただ

いて、御紹介をさせていただきます。

表紙めくっていただきますと、青く塗った図面が出てくるんですけども、このまちづくり基本構想が対象としている範囲を示しております。駅前にある17ヘクタールのこの青色で塗った範囲を対象として、今後のまちづくりについて考えていこうということで考えた内容になってございます。

それから、もう1枚めくっていただきますと、下の資料に4ページとあるページ、見ていただければと思います。上のところに三鷹駅前地区まちづくりの5つの視点ということで書かせていただいております。この5つの視点ですね。この策定に先立って市民の皆様にも、いろんなまちづくりについてのアンケート調査をさせていただいたことを踏まえつつ、市としての考えを5つの視点に整理しております。駅前地区でのまちづくりについて、「安全・安心」、「にぎわい」、「緑化」、「道路・交通」、「文化」、こういった視点でまちづくりを考えていこうじゃないかと。

それぞれについて少し書いてありますとおり、安全・安心という意味では、協同ビル化の推進ということで、駅前も、まちが出来上がって大分老朽化している部分もありますので、協同化してビルの建て替えなどの推進していくということが、今後の災害であるとかの観点から安全・安心につながる取組の方向として取り組んでいくべきだろうというふうを考えているところです。そのほか、防災の機能の観点であるとか、あと防犯に関するような観点でまちづくりを考えていかなきゃいけないだろうと認識しているところです。

2つ目のにぎわいに関しては、この駅前地区、商業中心のエリアであることから、市と商業者が役割分担をしながら商業の活性化に取り組んでいかなきゃいけないだろうと。駅前の商業を、事業所としては数が減少する方向にありますので、商業の活性化を進めていって、駅前エリアに利便性の高い商業の場所として活性化していきたいと考えています。

また、市の玄関口ということで、駅前ということですので、市内の方の、もちろん利便性もさることながら、市外からも人が訪れてくれるようなまちにしていきたいというような観点でもまちづくりを考えたいと思っております。

それから、地域のコミュニティの場づくりみたいなことも考えていきたいと思っていて、駅前、商業とともに、いろんな観点で市民活動なども行われる場として活用されているということで、そういったコミュニティの活性化という観点からも、それがにぎわいにつながるものとして、まちづくりについて考えていきたいと考えているところです。

それから緑化につきましては、“百年の森”構想の実現とあるんですけども、市のほう

で掲げております“百年の森”構想、市域全体を緑のまちにしていこうという構想があるんですけども、その構想では、駅前で緑の拠点をつくり、それを現在の市内の様々な緑とつなげていくことで市域全体を緑にしていきたいというような考えを持った“百年の森”構想というものを市のほうでつくっております。その駅前での、つまり“百年の森”構想のスタートになる部分ということで、そういったことを、この駅前での緑化に取り組んでいきたいということを書いてございます。そのほか、単に緑でということだけではなくて、環境の観点で、まちづくりというのを考えていかなきゃいけないだろうということです。

それから、道路・交通というところで、ウォークアブルなまちづくり、まさにバリアフリーの観点で、非常に関連する内容かなと思うんですけども、商業空間ということでたくさんの方が訪れる中で、歩きたくなるようなまちにしていきたいなということで、取組を考えていこうとしております。

それから自転車・自動車に関する課題ということで、自転車、特に駐輪場がなくて路上駐輪されて歩く方の邪魔になってしまうとか、自転車がマナーがかなり、ちょっと問題があるんじゃないかみたいなことも、市民の方からはお声としていただいているので、その辺のことにするソフト的なアプローチでのまちづくりみたいなことも考える必要があるのかなということ。

それから公共交通、駅前広場ですね。バスであるとかタクシーの乗り場があるが、非常に今、機能的には混雑した状況ということで、そういったものの解決についても何か考えていかなきゃいけないだろうということ。

それから最後、文化になるんですけども、三鷹の歴史であるとか、三鷹に非常にゆかりのある芸術家の方々などもたくさんおりますので、そういった方々のことの情報発信であるとか、まちづくりのキーワードに活用しながら、三鷹の魅力というものを発信していきたいということを考えておるというところでございます。

こういった視点を持って、1枚めくっていただきますと、具体的な取組ということで、ページ数が下のほうの11ページになっているんですけど、第3章 具体的な取組、5つの重点事業と書いてございます。

先ほどの5つの視点を踏まえて、具体的な事業として、この5つをやっていこうということで書いてあるんですけども、1番の三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業、これは先ほど、次のまち歩きのとときに地区の周りも見ていただくようになっているところがございますけれども、この再開発事業と、ほかに緑化、交通、商業空間であるとか、回遊性を

生む道路環境整備事業、こういった5つの事業を進めていきたいということを考えているところでは。

なおかつ、この5つの中で、この1番目の再開発事業を、特に最初に力を入れて動かしていきたいと思っております、これをまちづくりの起爆剤として、1番を動かし、その他の4つも併せて並行して、まちづくりとして動かしていきたいというような考え方を持っております。

今日はこの中から、ちょっとポイントだけにはなるんですけども、バリアフリーということであれば、駅前の一番動きがあるというところで、1番と4番と5番のあたりを中心に、お話しさせていただきたいと思っております。

1番目のところ、1ページめくっていただくと、“子どもの森”イメージ図ということで、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業に、これ現在、イメージパースです。この絵の1枚しかないんですけど、実は、この再開発事業の、今まさに地権者の皆様。この再開発事業、結局、市が単独でやる事業ではなくて、ここのエリアに土地建物をお持ちの地権者さんたちと一緒にまちづくりを進めていこうという、そのお話し合いを、まさに今やっているところで、これから具体的な計画を立てる段階ということになっております。

なので、まだあまり皆様にお知らせできる情報がないんですけども、ちょっとこの絵から特徴をつかんでいただきますと、かなり緑の多いまちづくりを進めたいと思っております。“子どもの森”という一応キャッチフレーズで、少し緑の多い場所をつくっていききたいということで考えておるところでございます。

もう1枚めくっていただきますと、左上に4、中央通り商業空間整備事業ということを書いているページがあります。5つの重点事業のうちの一つでありまして、中央通り商業空間の整備事業ということをお考えおると。

同じページの下のところには図面があつて、青い線が入っているかと思っておりますけど、この辺のあたりの、中央通りになるんですけども、三鷹の駅前のメインストリートということで、ここの辺りの商業空間整備を進めていきたいというふうに考えておるところです。

冒頭にも申しましたように、商業店舗が減少しているような状況などとか、放置自転車などが多くて歩きにくいみたいな課題があるということで、誰もがゆっくりと安心して商業施設を利用し、移動できる環境整備が求められているという認識の下、回遊性であるとか、にぎわいの創出、景観づくり等を行って、商業者を支援していったら、三鷹駅前地区ににぎわいのある場にしていきたいというふうに考えております。

商業事業などが、商業なので、商業事業者さんにも頑張っていたかなければならないというのが多いかと思うんですけども、それに伴走するように、市のほうでも、いろんな施策を打ちながら、商業として活性化し、にぎわいをつくっていきたいというふうを考えておるところでございます。

この地区、この青のモデル区間と書いてあるところですね。ここがちょうど1番目の再開発と接する部分になりますので、再開発のほうでも、そのモデル区間の一部が少しまちづくりとして動き出すというような形になってございます。

整備の基本方針ということで2つ挙げさせていただいているんですけども、三鷹駅南口中央通り再開発事業と連携して、まず道路上に共同荷さばきスペースだとか、買物の駐輪場のスペースみたいなものを考えていきたいなと思っております。非常に商業が集積しているので、そういった商業への、物流系の自動車もたくさん来ていて、路上で荷降ろしなどをしていると、交通渋滞の原因になったりもしているというような状況、それから、お買物に来たお客さんも、お客さんとしては、やはり店の前に自転車止めて、ちょっと買物したいという気持ちも分からなくはないんですけども、そういったものが非常に歩行者の障害になっているというような状況を踏まえて、買物に来た方が自転車を止めていただけるような駐輪場というのを造っていききたいなと考えているところです。

それから商業空間ということですので、建物のファサードであるとか看板、こういったもののデザインについて少し何か基準を設けて、三鷹らしい商店街としての空間づくりみたいなことに、デザイン的な観点から取り組んでいけないかというようなことも考えておるところでございます。

右のほうに行ってください、まちの活性化に向けた支援ということで、商業事業者さんへの支援ということで、非常にここではイベントを商業事業者さん頑張ってもらっています。歩行者天国になるときなどに、ここでいろんなイベントをしたりとかいうことを行っておりますので、そういったことへの支援であるとか、また新しい事業者さんに来ていただくための創業、新しく店を出していただくことの支援であるとか、あるいは高齢化していて、次世代に事業を継承していくようなことへの支援、そういったことも考えていかなきゃいけないだろうということも今後のテーマとして考えていきたいと思っております。

そういったことを考えていくということで、その同じページの下に、「目指すまちにつながるアイデア」というところで、これは市民の方からいただいた意見であるとか、市職員の方で考えて、具体的にこんなことができるといいんじゃないかということアイデア

アとして書き並べていったものです。ずばりこれをやるというよりは、こういうことができるといいなという、ちょっと夢を書いてみたというような感じで見ただけならばと思うんですけども、商業活性化に向けて、各店舗さんがいろんな情報を発信するのをお手伝いするであるとか、三鷹産野菜みたいなものをアピールして行って地産地消みたいなことに取り組んでいったりとか、空き店舗を活用して市民の出店などに何か支援できないとか、市民活動のための清掃をしていく、こういったことに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、もう1ページめくっていただくと、回遊性を生む道路環境整備事業ということで、歩きたくなる環境づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

駅前で、市民の方からいただいた声としては、ゆっくり散歩や休憩ができる場所、歩きやすい道など、散策できるまちを望んでいるというような傾向が読み取れるということで、こういったことに取り組んでいきたいというものでありまして、できれば、ゆっくり安心して歩けるといとともに、駅前での時間を過ごしていただけるような場所づくりみたいなことも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

整備基本方針として、歩きやすい道づくりということで、ここでもテーマになっておりますバリアフリーに配慮ということはもちろん取り組んでいくとともに、誰もが安心して通行できる快適な歩行空間の創出ということに取り組んでいきたいと思っております。また、駅前のデッキなんかについても、将来どうするかみたいなことも考えてみてはいいのではないかなというような話も出ておるところでございます。

それから、特色ある道づくりとして、少しそれぞれの道で、個性のある道づくりみたいなことに取り組んでいけるといいなと思っております。先ほど商業空間で少しデザイン的なアプローチということもありましたけども、何か路面上の色なのか、置物なのか、そういったものも少し個性に合わせてつくってみるようなことを考えてみてはどうかというようなこととともに、右側にあります歩きたくなる仕掛けづくりということで、少しまちの中のポケットパーク的なところにモニュメントを配置してみるみたいなことで、歩くのが少し楽しくなる、あるいは歩く何か目的のなるようなものが用意できるといいんじゃないかなというようなことを考えたりしておるところです。

ここでの少しアイデアとしては、小学生や美術系大学と共同で何かモニュメントを作って、三鷹らしいまちづくりにつなげられないかと。そしてスタンプラリーみたいなことをやったらどうかとか、ガイドツアーであるとか、地図を作るとか、そういったことにも取

り組んではどうかというようなことが書いてございます。

先ほども言いましたように、基本構想ということで、まちづくりの方向性ということで、いろんなアイデアをとにかく盛り込んで1冊にまとめるということなので、実現性といった観点では少し難しいテーマもあるんですけども、こういったことを考えております。

先ほど申しましたように、これから再開発も含めて、駅前のまちづくり、具体的にこの構想をベースに考えていこうとしている段階ですので、まち歩き等で気になった点等、御意見いただければ、反映することを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明、以上になります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。バリアフリー視点も当然入ってくるんですが、もっと公開すべき、まちづくりについての基本構想の説明でございました。何か質問等ございましたら挙手にて御発言いただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

言おうかどうか迷っていたんですが、これ、今現在、基本構想ということで、実際、実現するかどうか、なかなか難しいことも含まれているというような説明でした。特に再開発事業に関しまして、地権者とともに、これから再開発協同ビルや何かを造るのかもしれないけれども、新たに何か施設を造る、施設整備をするという段階では、不特定多数が利用できるようなエリアに限ってということになります。ぜひ市民の方々、あるいは障がい当事者の参画を設計段階から、いろいろ御意見を聞きながら、バリアフリー環境を実現していくというようなことも、きちんと連携を見ていただけるといいかな。

今、国交省のほうでも、あるいは東京都のほうでも、当事者参加、いろいろな施設整備、バリアフリー環境整備に関しての当事者参加ということをしごく意識してございますので、そういう意味でも、先進的な取組になるじゃないかなと期待をしています。いつの段階でというのは、ちょっとまだ出ていませんけれども、ぜひ御検討いただければと思います。

そのほか何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、その他といたしまして、事務局から何か報告事項ございますでしょうか。じゃ、すみません、お願いします。

【事務局（湯田）】 ありがとうございます。都市計画課開発指導係の湯田と申します。

まず、報告させていただきたい事項ですが、去年の協議会の際に、この会場で御質問のありました障がい者用駐車場についてのお話。質問者の方につきましては市のほうから直接御説明をしておりますが、補足的な内容も含めまして、この場を借りて御説明したいと

思います。

当時お話のありました障がい者用駐車場につきましては、杏林大学病院の立体駐車場、三鷹市の元気創造プラザの障がい者用駐車場と、市役所の立体駐車場の件でお話がありまして、メインは市役所の立体駐車場の件になるのかと思います。

まず杏林大学病院につきましては、障がい者用駐車場が5台です。こちらは、障がいのある方が直接運転してこられたときに、御自分で降りれるスペースがある、降りる場所がある障がい者用駐車場の5台ですね。

介助者、運転手つきの方がいらしたときには、このスペースで降りていただいて、すぐそばの介助者用の駐車場に止めることができるということです。介助者用の駐車場は、この障がい者用駐車場のすぐ脇に、1階部分で25台、地下1階に24台ということで、全て障がい者用の駐車スペースとしては54台分確保されているということがございます。この場所は、立体駐車場から病棟に向かう通路のすぐ脇にありまして、非常に利便性が高いところなんです。

一般の方が止められるかといいますと、日中は有人で人的配置がされておりまして、こちらにいらした方についての誘導をされていると御説明を受けました。

夜間は、この写真にありますコーンは2か所ほど外しておりまして、誰でも止められますし、そのほかの場所もコーンをどければ止められますよということですが、まず一番混む時間帯は、一般外来のある午前中だそうです。午後はかなりすいてくるというようなお話がありました。

余談ではありますが、杏林大学病院の駐車場は減免措置がないようなので、止めれば止めた分だけ、お金がかかるということでした。

続きまして、元気創造プラザの障がい者用の駐車場ですが、こちらは1台しかないんですね。正面玄関の前に1台ありまして、そちらは有人管理となっております、日中は、そちらのほうで車でいらした方を、手帳等で確認していただいた上で利用していただいていると。1台しかございませんので、使用中の際には、道路を挟んだ反対側の市役所の立体駐車場を御案内しているということです。夜間については人的配置はございませんし、コーン等の配置もないので、誰でも止められてしまう状態です。ということでした。

最後に、市役所の立体駐車場につきましては、東側に障がい者用の駐車場2台、西側に3台の計5台あります。こちらについては、車室の前に、駐車場の前にコーンが置い

であって、誰がどけるのかというようなお話がありまして、契約管理課のほうでいろいろと試行錯誤した結果、写真にありますように、注意喚起のコーンが車室の奥側に常時置かれていて、かつ表示ですね。車椅子のマークを正面と正面上部に配置していて、注意喚起を図っているということでございます。

説明につきましては以上になります。ありがとうございました。

【佐藤会長】 ただいま、今年の協議会が出された質問に対しての回答、質問者については、もう個別に回答しているということでございますが、この協議会が出された質問でございますので、この協議会メンバーで共有したほうがいいんじゃないかということで御報告をいただきました。

何か質問等ございますでしょうか。

1点、私のほうから。市役所の立体駐車場のところのコーンに思いやり駐車場って書いてございます。障がい者用駐車場の基本的な考え方としては、車椅子使用者専用と、そうじゃない、足腰が弱って歩行が難しい方であったりとか、あるいは、それ以外に妊婦さんだったりとかについて駐車場を別に用意するというのが、今、一般的な考え方になっているのかなと思っておるんですが、この市役所の立体駐車場のほうは、車椅子専用とはせずに、思いやり駐車場として、それ以外の方も使っては、一般的にというよりも、お年寄りで足腰が弱って歩くのが非常に難しいとか、つえを使っている障がいを持たれている方とか、妊婦さんの非常に難しいとか、つらいとかという、そういう人も使用していいような、そういう考え方になっているんでしょうか。では、よろしくお願いします。

【管理者】 この市民センターを管理しております契約管理課の池田と申します。市民センター内の駐車場につきましては、これ立体駐車場も含めまして平面の駐車場もございます。その中で全体では14台分、障がい者用の駐車場として設置をしているところでございます。

昨年、この会で御意見いただいたことを踏まえまして、今回の資料にありましたような思いやり駐車場と書いたポールを立てて、対象者以外の方が止めにくいような工夫をしたところでございます。

この思いやり駐車場につきましては、車椅子の方専用というふうにはうたっておりませんで、例えば妊婦の方でしたりですとか、非常に配慮が必要な方についても御利用いただけるような駐車場としているところでございます。

その14台の中には、ゆずりあいスペースとしてうたっているようなところもございま

して、ここは立体駐車場じゃない部分にあるんですが、そういったところでも、配慮が必要な方については御利用いただけるような、そういう駐車場として利用していただいております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしく願いいたします。

【 委員】 この頃ちょっと電車というか、地下鉄使っているんですけども、ほとんどの駅にホームにホームドアついているんだけど、JR三鷹さんは何か順番待ちだとか何とか、前に聞いたときは、そういう返事があったんですけども、もうめどはついたんでしょうかね、ホームドアの設置について。

【佐藤会長】 すみません、最後。

【 委員】 今日、JRは来ていないの。

【佐藤会長】 はい。

【 委員】 ああ、来ていないのか。じゃあ、しょうがない。

【佐藤会長】 その辺、すみません。まず一旦、議事のほう締めさせていただきます。

以上で本日の報告が終わりました。

最後に、今日の議題、資料1、2、3通して御意見いただきました。それ振り返りでもいいですし、三鷹市全般を通して課題、問題と思っていること、何でも結構ですので、御意見一言述べていただいとすることで、今、JRの駅のホームドアの状況どうなっているかというようなこと、質問がございましたけど、事務局、何か状況を把握されていますでしょうか。

【事務局（高橋）】 都市整備部調整担当部長の高橋と申します。今、ホームドアの件なんですけども、うちのほうもJRさんといろいろ調整はして話は聞いて進めているところです。ただ、まだ実際にその整備がいつかというところまでのはっきりしたコメントは出ていないんですが、ただ、JRさんのほうも順次進めているということで、総武線の駅につきましては多分、都市部のほうから、少しずつ始めているというところがありますので、そういうのも含めて、こちらのほうにも順次進めてきているということで、また聞いているのは、例えば急行とか快速が止まらないところをというところで、なるべく、やりやすいというんですかね、同じ電車が止まるようなところを今後というところでは聞いているので、そういうところを。三鷹といえば総武線も止まると思いますし、そういうところを少しずつやっているということなので、また情報とか何か分かりましたら、タイミング見

て皆さんのほうにお知らせしたいと思えますし、あと、JRではないんですが、京王線のホーム、三鷹台駅のほうにつきましては今年度行うような話を今日も聞いているところでありますので、そういうところも少しずつ進めて、市内にも進めてきているということで情報はあります。

以上です。

【佐藤会長】 協議会でそういう質問、御意見が出たということはJRさんのほうに伝えていただければと思います。

そのほか、全体通して何かお気づきの点ございましたらお願いしたいと思えますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、時間もちょうどぐらいになりまして、終わりの時間近づいてまいりましたので、まず江守副会長のほうから講評というか、コメントのほうをお願いいたします。

【江守副会長】 皆様どうもありがとうございます。来年度の改定に向けて、ぜひ皆様と協力しながらまとめていきたいと思えますが、私自身、一番重たいなと思っているのが、資料2の、先ほど質問させていただいた(2)の未実施特定事業についての現状の課題を踏まえた事業の改善点と再設定というところかと思っています。

実は三鷹バリアフリーまちづくり基本構想2020と書いてあって、目標年次ですでにありますが、達成度が100%に行きませんでした。ということで、積み残しがあるわけですね。その積み残しには、いろんな種類があります。

実は10年たって、違う方法があるだろうとか、もともとやろうとしていたところが、そもそもなくなっちゃったとか、そういった様々な状況がありますので、いろいろ検討を再度しなければならぬというところが現状にございます。

ということで、事業者の皆様には、状況を忌憚なく報告というか、どうも予算が取れなそうとか、ちょっと本質的なところを言ってほしいなと思っています。

事務局のほうは逆に、元々この課題って何で改修しなきゃいけないんだっけな？というのをちょっと思い出していただきたいなと思っています。要は、目的がバリアフリー整備になっちゃいけないな。つまり、物の整備が目的、方法が目的になっちゃいけないなということですね。そこをちょっと再度、見直しというか、考え直しというか、ちゃんと思い出しをしなきゃいけないというのが一番です。

道路空間も利用交通モードが10年前だと全然変わってきて、例えばキックボードが車道に入るとか、それから6キロ以下は歩道に入れるとか、それから私、実は今、国土交通

省の政策総局の歩道空間のバリアフリー、ネットワークデータ整備ワーキンググループで委員をやっているんですけども、配送ロボットのための歩道空間のデータを一気に整備していこうということで、東京都はPLATEAUという形で地図の総合化をやっていますけれども、配送ロボットのための歩道って、どういったデータが必要で、それがあると配送ロボットにプログラムにできるねということを、ちょっと整備始めているんです。その整備の根底にあるのが、実は車椅子が通れるかどうかなんです。昔は車椅子の方に歩道を移動円滑化に使ってもらうということが目的でしたけども、延長してロボットが、そこには通るため。

そういう歩道がある地域は価値が上がるのじゃないかというようなことで、少し移動円滑化を延長した形で、まちづくりも捉えていただければいいかなと思っています。

私からは以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。最後、江守さんが非常に重要なポイント指摘されましたので、私は特に追加することないんですが、1点言うとする、今、江守さんがハード整備ですね、バリアフリーハード整備というのは方法であって、それが目的化しちゃいけないということを言ったのかと思います。

最近私が友人なんかと議論に出る、アウトカム。バリアフリー環境が変わってきた、整備されたことによって、当事者を含む市民の生活がどう変わったのか、どれだけ充実してきたのかということの評価しなければいけない。じゃあ、どうやって評価するの、なかなか難しいよねというような議論をちょっとしたことがあるんですが、やっぱり我々、基本構想というのは、市民の生活どう変わったのかというところをゴールとして、いろいろ考えていく必要があるだろう。場合によっては、将来的なものを評価するためには、今どうなのかというものも市民の皆さんに聞いていって、整備された後、じゃあ、その評価がどう変わったのかというビフォーアフターで評価しなければいけないことというのは多いかと思いますが、そんな視点も、市民調査をやるとするならば、盛り込んでおいたほうがいいのかなと考えていることとございます。

あと、最近の情報というか、国交省、私、建築のほうなので、建築のほうの状況としては、バリアフリー法の建築基準の改正を今、検討しています。改正の土俵に上がっているのが、今説明ありましたけれども、車椅子利用者用の駐車場の附置義務基準を、今1台なんです、それを駐車区画の数によって増やしていきましょう。駐車区間の何%だったか、詳しいこと言えませんが、増えていくような、そういう義務基準化しようというような

考え方が一つあるということと、車椅子利用者用便房も、建物に1あればいいというような考え方、義務基準としてはですね。それを延べ床面積あるいは階数によって増やしていく。今トイレがあるところには必ず車椅子利用者用便房を設置しなくちゃいけないというような考え方もあろうかと思いますが、その辺の基準改正を今、国交省のほうで御検討しています。あと、オリパラの流れで、いろんな観覧席を有する施設の車椅子用の観覧席の数も増やしていきましようというようなところ。

その3つをポイントに今、基準改正の検討が進められていますので、次年度のこの基本構想改定には間に合わないかもしれませんが、そういう動きがあるというところはちょっと意識しておく必要があるかなと思ってございます。

ということで以上でございますが、追加として、今回、11月1日にまち点検するのは、三鷹駅前地区を中心に点検いたしますが、冒頭、後藤委員から意見がありましたとおり、ほかの地区でもいろいろ見直さなくちゃいけないが多かったようです。お気づきの点があれば事務局まで情報提供いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

ということで、本日の日程が終了いたしました。

それでは、事務局のほうにマイクを一旦お戻しいたします。

【事務局（柳内）】 佐藤会長、江守副会長、ありがとうございました。

ここで事務局から幾つか事務連絡をさせていただきます。

配付資料として意見票を御用意しておりますので、ぜひ事務局まで御意見お寄せください。

また、次回、第2回三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会は来月11月1日水曜日13時30分からになります。まち歩きグループA班、B班は三鷹産業プラザ701会議室、C班は下連雀しらかば児童公園に集合となります。C班の方で集合場所までの行き方について御不明な方は事務局までお声かけください。

また、その際、本日お配りした茶封筒の中の資料につきましては、次回第2回協議会の際にお忘れずにお持ちいただくようお願いいたします。

なお、本日お車いらしている方で、駐車券の認証処理がお済みでない方は、事務局までお声かけください。

また、帰りの際、傘などお手回り品お忘れないう、御確認のほどお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の協議会を終了とさせていただきます。本日は長時間にわたり会議に御出席いただき、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

— 了 —